

○国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則

〔平成16年4月1日〕
法人規則第1号

改正 平成16年法人規則第23号
平成16年法人規則第26号
平成16年法人規則第36号
平成17年法人規則第1号
平成17年法人規則第4号
平成18年法人規則第3号
平成18年法人規則第22号
平成18年法人規則第37号
平成18年法人規則第43号
平成18年法人規則第52号
平成19年法人規則第28号
平成19年法人規則第39号
平成19年法人規則第50号
平成20年法人規則第20号
平成20年法人規則第29号
平成20年法人規則第34号
平成20年法人規則第35号
平成21年法人規則第34号
平成22年法人規則第2号
平成22年法人規則第22号
平成22年法人規則第30号
平成22年法人規則第39号
平成22年法人規則第45号
平成23年法人規則第1号
平成23年法人規則第34号
平成23年法人規則第49号
平成24年法人規則第1号
平成24年法人規則第4号
平成24年法人規則第59号
平成25年法人規則第4号
平成25年法人規則第33号
平成25年法人規則第41号
平成25年法人規則第55号
平成26年法人規則第2号
平成26年法人規則第20号
平成26年法人規則第27号
平成27年法人規則第18号
平成27年法人規則第32号
平成28年法人規則第27号

平成29年法人規則第 6号
平成29年法人規則第27号
平成30年法人規則第21号
平成30年法人規則第50号
平成31年法人規則第 9号
令和 元年法人規則第13号
令和 元年法人規則第15号
令和 2年法人規則第11号
令和 2年法人規則第12号
令和 2年法人規則第40号

国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 役員（第3条―第13条）
- 第3章 経営協議会、教育研究評議会及び学長選考会議（第14条―第26条）
- 第4章 本部（第27条―第36条の6）
- 第5章 教育研究組織（第37条―第74条）
- 第6章 事業費により措置する教育研究組織等（第75条）
- 第7章 部局長（第76条）
- 第8章 職員等（第77条―第79条）
- 第9章 財務（第80条―第87条）
- 第10章 業務運営上の目標及び評価（第88条）
- 第11章 情報公開及び個人情報の保護管理（第89条・第89条の2）
- 第12章 雑則（第90条・第91条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法人規則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）の定めるところにより設立される国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）の組織及び運営の基本を定めることを目的とする。

（設置する国立大学）

第2条 法人は、筑波大学を設置する。

第2章 役員

（役員）

第3条 法人に、役員として、学長、理事8人以内（次項に基づき置かれる理事1人以上を法人の役員又は職員以外の者のうちから任命する場合は9人以内）及び監事2人を置く。

- 2 理事は、非常勤とすることができる。
- 3 監事のうち1人は、非常勤とすることができる。

(学長)

- 第4条 学長は、法人法第11条第1項の規定に基づき、学校教育法(昭和22年法律第26号)第92条第3項に規定される職務を行うとともに、法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 学長は、法人法第13条及び第17条並びに法人法第35条の規定により準用される独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に規定される職務を行い、その権限を有する。
 - 3 学長は、その職務を遂行するため、法人規則、法人規程、法人細則及び学長告示を定めることができる。
 - 4 法人法第11条第3項の規定に基づき、学長に事故があるとき又は学長が欠員のときは、あらかじめ学長が指名する理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(学長の選考等)

- 第5条 学長の選考は、第26条に規定する学長選考会議が行う。
- 2 学長の任期は、第26条に規定する学長選考会議の議を経て、別に法人規則で定める。

(理事及び監事の職務と権限)

- 第6条 理事及び監事は、それぞれ法人法に規定される職務を行い、その権限を有する。
- 2 監事は、法人の業務を監査するため必要がある場合は、この法人規則その他の法人規則又はこれらに基づく法人規程に定めるところにより、法人又は筑波大学の諸会議に出席することができる。

(理事の選任)

- 第7条 理事は、法人法第13条第1項の規定に基づき、同法第12条第7項に規定される人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長が任命する。
- 2 学長は、理事を任命するに当たっては、法人の役員又は職員以外の者が2人以上含まれるようにしなければならない。

(理事及び監事の任期)

- 第8条 理事の任期は、法人法第15条第2項の規定に基づき、学長が定める。
- 2 監事の任期は、法人法第15条第3項の定めるところによる。

(理事の解任)

- 第9条 学長は、理事が法人法第16条に規定される役員となることができない者に該当するに至ったときは、当該理事を解任する。
- 2 学長は、法人法第17条第2項又は第3項の規定に基づき、理事を解任することができる。

第10条 削除

(役員会)

- 第11条 法人に、学長及び理事で構成する会議(以下「役員会」という。)を置く。

- 2 役員会は、学長が主宰する。
- 3 監事、第27条第3項に規定する副学長及び第27条の2に規定する大学執行役員のうち学長が指名する者は、役員会に出席することができる。

(役員会の審議事項)

第12条 法人法第11条第2項の規定に基づき、学長が役員会の議を経なければならない事項は、次のとおりとする。

- (1) 法人法第11条第2項第1号から第4号までに規定される事項
- (2) 次に掲げる事項
 - ア 法人規則及び法人規程の制定又は改廃に関する事項
 - イ 財産の取得及び処分に関する事項
 - ウ 法人の重要な財産の法人以外のものの利用に関する事項
 - エ 職員の給与、退職金等の基準に関する事項
 - オ 内部統制に関する事項
 - カ その他役員会が定める重要事項

- 2 前項及び前条に定めるもののほか、役員会に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(役員報酬等)

第13条 役員は、法人法第18条に規定されるもののほか、法令に定められた義務を果たさなければならない。

- 2 役員(非常勤の者を除く。)は、在任中、文部科学大臣又は学長の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。
- 3 役員に対する報酬及び退職金については、国立大学法人筑波大学における役員の報酬等に関する規則(平成16年法人規則第17号)の定めるところによる。
- 4 役員に対する服務については、国立大学法人筑波大学役員服務規則(平成27年法人規則第23号)の定めるところによる。

第3章 経営協議会、教育研究評議会及び学長選考会議

(経営協議会)

第14条 法人に、法人法第20条第1項の規定に基づき、経営協議会を置く。

(経営協議会の組織)

第15条 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長
 - (2) 理事(常勤の者に限る。)のうちから学長が指名する者
 - (3) 副学長(前号に該当する者を除く。)のうちから学長が指名する者
 - (4) 学長特別補佐及び調整官その他法人の職員のうちから学長が指名する5人以内の者
 - (5) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものうちから、第20条に規定する教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの8人以上15人以内
- 2 経営協議会の委員の過半数は、前項第5号の委員でなければならない。

(経営協議会の審議事項)

第16条 経営協議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 法人法第20条第4項各号に規定される事項
- (2) 国立大学法人筑波大学経営協議会規則(平成16年法人規則第2号)の制定又は改廃に関する事項
- (3) 法人規則(法人の経営に関するものに限る。)の制定又は改廃に関する事項
- (4) 法人の財産の取得、管理及び処分に関する事項
- (5) 積立金の処分に係る文部科学大臣の承認の申請に関する事項
- (6) 短期借入金の限度額に関する事項
- (7) 長期借入金又は法人の名称を冠する債券の発行に係る文部科学大臣の認可の申請に関する事項
- (8) 出資に関する事項
- (9) 学長選考会議に対する学長解任の申出の発議に関する事項
- (10) その他法人の経営に関する重要事項

(経営協議会の議長)

第17条 経営協議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、経営協議会を主宰する。

(経営協議会の議事等)

第18条 経営協議会は、委員の過半数で、かつ、第15条第1項第5号の委員の3分の1以上が出席しなければ議事を開くことができない。ただし、第16条第9号に掲げる事項を審議するときは、委員の3分の2以上が出席しなければならない。

2 経営協議会は、この法人規則その他の法人規則の範囲内で、経営協議会の議事等に関する規程を定めることができる。

(経営協議会の組織及び運営に関する法人規則)

第19条 第14条から第18条までに定めるもののほか、経営協議会の組織及び運営については、国立大学法人筑波大学経営協議会規則の定めるところによる。

(教育研究評議会)

第20条 法人に、法人法第21条第1項の規定に基づき、教育研究評議会を置く。

(教育研究評議会の組織)

第21条 教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事(常勤の者に限る。)
- (3) 第27条第1項に規定する副学長(前号に該当する者を除く。)
- (4) 教育研究上の重要な組織の長のうち、国立大学法人筑波大学教育研究評議会規則(平成16年法人規則第15号)で定める者
- (5) 国立大学法人筑波大学教育研究評議会規則の定めるところにより学長が指名する職員

(教育研究評議会の審議事項)

第22条 教育研究評議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 法人法第21条第4項第1号から第8号までに規定された事項
- (2) 国立大学法人筑波大学教育研究評議会規則の制定又は改廃に関する事項
- (3) 法人規則（教育研究に関するものに限る。）の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教育研究組織の設置、改組及び廃止に係る予算の作成に関する事項
- (5) 教育研究の用に供する施設及び設備に関する予算の作成に関する事項
- (6) 教育研究奨学寄附金、受託研究費その他教育研究のための外部資金の受入れ及び執行に関する法人規則の制定又は改廃に関する事項
- (7) 研究成果の活用に関する法人規則の制定又は改廃に関する事項
- (8) 学長選考会議に対する学長解任の申出の発議に関する事項
- (9) その他筑波大学の教育研究に関する重要事項

（教育研究評議会の議長）

第23条 教育研究評議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、教育研究評議会を主宰する。

（教育研究評議会の議事等）

第24条 教育研究評議会は、過半数の評議員が出席しなければ、議事を開くことができない。

ただし、第22条第8号に掲げる事項を審議するときは、評議員の3分の2以上が出席しなければならない。

2 教育研究評議会は、この法人規則その他の法人規則の範囲内で、教育研究評議会の議事等に関する規程を定めることができる。

（教育研究評議会の組織及び運営に関する法人規則）

第25条 第20条から第24条までに定めるもののほか、教育研究評議会の組織及び運営については、国立大学法人筑波大学教育研究評議会規則の定めるところによる。

（学長選考会議）

第26条 法人に、法人法第12条第2項の規定に基づき、学長選考会議を置く。

2 学長選考会議は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 第15条第1項第5号の委員
- (2) 第21条第3号から第5号までの評議員のうちから、前号の委員と同数の教育研究評議会において選出された者

3 前項第1号の委員が欠けた場合は、教育研究評議会の議に基づき前項第2号の委員を前項第1号の委員と同数となるまで減じるものとする。

4 第2項各号に掲げる者のほか、学長選考会議の定めるところにより、理事を学長選考会議の委員に加えることができる。ただし、その数は、学長選考会議の委員の総数の3分の1を超えてはならない。

5 学長選考会議に議長を置き、第2項の委員の互選により選出する。

6 議長は、学長選考会議を主宰する。

7 学長選考会議は、第5条に規定するもののほか、法人法第17条第4項の規定に基づき、学長の解任の申出を行うものとする。

第4章 本部

(副学長)

第27条 本部に、学校教育法第92条第2項の規定に基づき、副学長を置く。

- 2 副学長のうちの一定数は、学長が指名する理事をもって充てる。
- 3 前項以外の副学長は、学長が任命する。
- 4 副学長は、学長を助け、及び学長の命を受け、校務をつかさどる。
- 5 前4項に定めるもののほか、副学長に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(大学執行役員)

第27条の2 本部に、大学執行役員を置き、学長が任命する。

- 2 大学執行役員は、学長が指名する第47条の2に規定する系長その他の者をもって充てる。
- 3 大学執行役員は、学長を助け、及び学長の命を受け特定の業務を統括する。
- 4 前3項に定めるもののほか、大学執行役員に関し必要な事項は、法人規程又は法人細則で定める。

(学長特別補佐)

第28条 本部に、学長特別補佐若干人を置くことができる。

- 2 学長特別補佐は、職員をもって充てる。
- 3 学長特別補佐は、学長及び副学長を助け、及び学長の命を受け、特定の業務を総括整理する。
- 4 前3項に定めるもののほか、学長特別補佐に関し必要な事項は、法人細則で定める。

(調整官)

第29条 本部に調整官を置く。

- 2 調整官は、学長及び副学長を助け、及び学長の命を受け、本部部内又は本部部局間の連絡調整を行う。
- 3 前2項に定めるもののほか、調整官に関し必要な事項は、法人細則で定める。

(学長補佐)

第30条 本部に、学長補佐若干人を置くことができる。

- 2 学長補佐は、学長の命を受け、その業務の処理に関する事務を掌理する。
- 3 前2項に定めるもののほか、学長補佐に関し必要な事項は、法人細則で定める。

(副学長補佐)

第31条 本部に、法人規程に定める数の副学長補佐を置くことができる。

- 2 副学長補佐は、職員をもって充てる。
- 3 副学長補佐は、副学長を助ける。
- 4 前3項に定めるもののほか、副学長補佐に関し必要な事項は、法人規程及び法人細則で定める。

(運営会議)

第32条 本部に、法人の業務の処理に関する重要事項について連絡調整を行うため、運営会議を置く。

- 2 運営会議は、次に掲げる者で組織する。
 - (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 学長が指名する大学執行役員
 - (4) その他学長が指名する者 若干人
- 3 非常勤の理事は、必要がある場合は、運営会議に出席することができる。
- 4 学長は、法人規則、法人規程若しくは法人細則を定め、又は改廃しようとするときは、運営会議の議を経るものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、運営会議の運営については、法人規程で定める。

第33条 削除

(監査室)

第33条の2 本部に、法人の監査に関する業務を遂行するため、監査室を置く。

- 2 前項に規定する監査室に室長を置く。
- 3 監査室の室長は、学長又は監事の命を受け、所掌業務を遂行し、所掌職員を監督する。
- 4 監査室の室長は、法人規程の定めるところにより、学長が任命する。
- 5 前各項に定めるもののほか、監査室に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(企画評価室)

第33条の3 本部に、法人の企画に関する業務を遂行するため、企画評価室を置く。

- 2 前項に規定する企画評価室に室長を置く。
- 3 企画評価室の室長は、学長の命を受け、所掌業務を遂行し、所掌職員を監督する。
- 4 企画評価室の室長は、法人規程の定めるところにより、学長が任命する。
- 5 前各項に定めるもののほか、企画評価室に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(広報室)

第33条の4 本部に、法人の広報に関する業務を遂行するため、広報室を置く。

- 2 前条第2項から第5項までの規定は、前項の広報室について準用する。

(事業開発推進室)

第33条の5 本部に、法人の財務基盤の強化に関する業務を遂行するため、事業開発推進室を置く。

- 2 第33条の3第2項から第5項までの規定は、前項の事業開発推進室について準用する。

(国際室)

第33条の6 本部に、法人の国際化に関する業務を遂行するため、国際室を置く。

- 2 前項に規定する国際室に室長及び担当課長を置く。
- 3 国際室の室長は、国際を担当する副学長の命を受け、国際室の管理運営に関する業務をつかさどり、国際室の業務に従事する職員を監督する。
- 4 国際室の室長は、大学教員のうちから学長が任命する。
- 5 国際室の室長の任期は、学長が別に定める。
- 6 国際室の担当課長は、室長を助け、国際室の管理運営に関する業務を整理する。

- 7 国際室の担当課長は、法人規程の定めるところにより、学長が任命する。
- 8 前各項に定めるもののほか、国際室に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(URA 研究戦略推進室)

- 第33条の7 本部に、法人の研究戦略及び研究経営に関する業務を遂行するため、URA 研究戦略推進室を置く。
- 2 前項に規定する URA 研究戦略推進室に室長を置く。
 - 3 URA 研究戦略推進室の室長は、研究を担当する副学長の命を受け、所掌業務を遂行し、所掌職員を監督する。
 - 4 URA 研究戦略推進室の室長は、大学教員のうちから学長が任命する。
 - 5 URA 研究戦略推進室の室長の任期は、学長が別に定める。
 - 6 前各項に定めるもののほか、URA 研究戦略推進室に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(部及び課)

- 第34条 本部に、法人の管理運営に関する業務を遂行するため、部及び課を置く。
- 2 部及び課の名称並びにその所掌する業務は、法人規程で定める。
 - 3 第1項に規定するもののほか、業務上必要がある場合は、法人規程の定めるところにより、課に準ずる組織を置くことができる。

(東京キャンパス事務部)

- 第34条の2 本部に、教育研究組織の業務及び区域ごとの共通する業務を遂行するため、東京キャンパス事務部及び課を置く。
- 2 東京キャンパス事務部及び課の名称並びにその所掌する業務は、法人規程で定める。

(エリア支援室)

- 第34条の3 本部に、教育研究組織の業務及び区域ごとの共通する業務を遂行するため、エリア支援室を置く。
- 2 エリア支援室の名称及びその所掌する業務は、法人規程で定める。

(社会人大学院等支援室)

- 第34条の4 本部に、社会人大学院等の業務を遂行するため、社会人大学院等支援室を置く。
- 2 社会人大学院等支援室の所掌する業務は、法人規程で定める。

(業務運営を行うための特別な組織)

- 第35条 本部に、法人の円滑な業務運営を図るため、学長が必要と認める場合には、特別な組織を置くことができる。
- 2 前項の特別な組織を置く場合は、役員会の議を経るものとする。
 - 3 第1項の特別な組織の設置に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(部長及び課長)

- 第36条 第34条に規定する部には部長を、課には課長を置く。
- 2 部長は、本部部長とし、学長及び副学長の命を受け、所掌業務を統括し、所属職員を指揮監督する。

- 3 課長は、部長の命を受け、所掌業務を遂行し、所属職員を監督する。
- 4 部長及び課長は、法人規程の定めるところにより、学長が任命する。
- 5 第34条第3項の規定に基づき、課に準ずる組織を置く場合は、第1項、第3項及び前項の規定を準用することができる。

(部の次長)

- 第36条の2 第34条に規定する部には、必要に応じ、当該部の部長を補佐するため、次長を置くことができる。
- 2 前項の次長は、部長を助け、所掌業務を整理する。
 - 3 第1項の次長は、法人規程の定めるところにより、学長が任命する。

(東京キャンパス事務部の部長及び課長)

- 第36条の3 第34条の2に規定する東京キャンパス事務部には部長を、課には課長を置く。
- 2 部長は、本部部長とし、副学長の命を受け、所掌業務を統括し、所属職員を指揮監督する。
 - 3 第36条第3項及び第4項の規定は、第1項の部長及び課長について準用する。

(エリア支援室長)

- 第36条の4 第34条の3に規定するエリア支援室にはエリア支援室長を置く。
- 2 エリア支援室長は、大学執行役員の総括的な指示の下に所掌業務を遂行し、所属職員を監督する。
 - 3 エリア支援室長は、法人規程の定めるところにより、学長が任命する。

(支援室長)

- 第36条の5 第34条の4に規定する社会人大学院等支援室には支援室長を置く。
- 2 支援室長は、大学執行役員の総括的な指示の下に所掌業務を遂行し、所属職員を監督する。
 - 3 支援室長は、法人規程の定めるところにより、学長が任命する。

(特定の事項をつかさどる職)

- 第36条の6 本部には、業務の効率的な遂行を図るため特に必要がある場合には、学長告示の定めるところにより、上司の命を受け、特定の事項を所掌する職を置くことができる。

第5章 教育研究組織

(大学院)

- 第37条 筑波大学に大学院を置く。

(学術院等)

- 第38条 大学院に、学校教育法第100条ただし書の規定に基づき、及び教育上の目的に応じて、次のとおり学術院を置く。
- 人文社会ビジネス科学学術院
 - 理工情報生命学術院
 - 人間総合科学学術院
- 2 学術院に、法人規程に定める研究群及び専攻を置く。

- 3 研究群に、法人規程に定める学位プログラム（以下「研究群の学位プログラム」という。）を置く。
- 4 研究群の学位プログラムのうち教育を担当する副学長（以下「教育担当副学長」という。）が指定するもの及びこれらが属する学術院又は研究群については、相互に連携して運営することができる。
- 5 学術院の教育分野、収容定員等については、筑波大学大学院学則（平成16年法人規則第11号。以下「大学院学則」という。）の定めるところによる。
- 6 学術院に、その教育に関する重要事項等を審議するため、学術院運営委員会を置く。
- 7 研究群に研究群運営委員会を、及び専攻に専攻教育会議を、並びに研究群の学位プログラムに学位プログラム教育会議をそれぞれ置く。
- 8 第6項に規定する教育に関する重要事項等については、学長が別に定める。
- 9 学術院運営委員会、研究群運営委員会、専攻教育会議及び学位プログラム教育会議の組織、審議事項等に関し必要な事項は、第40条第1項に規定する学術院長が部局細則で定める。

第39条 削除

（学術院長）

第40条 学術院に学術院長を置き、学長が任命する。

- 2 学術院長は、教授をもって充てる。
- 3 学術院長の選考及び任期については、教育研究組織の長等の選考及び任期に関する規則（平成16年法人規則第5号）の定めるところによる。
- 4 学術院長は、学術院の管理運営に関する業務をつかさどり、当該学術院の業務に従事する職員を監督する。
- 5 学術院長は、法人規則、法人規程又は法人細則の範囲内で、部局細則を定めることができる。
- 6 学術院長は、前項の部局細則を定めたときは、速やかに学長に報告しなければならない。

（副学術院長）

第41条 学術院に、当該学術院の部局細則で定めるところにより、副学術院長若干人を置くことができる。

- 2 副学術院長は、学術院長が任命する。
- 3 副学術院長は、学術院長を助け、学術院の管理運営に関する業務を整理する。

（研究群長）

第42条 研究群に研究群長を置き、学長が任命する。

- 2 研究群長は、教授をもって充てる。
- 3 研究群長の選考及び任期については、教育研究組織の長等の選考及び任期に関する規則の定めるところによる。
- 4 研究群長は、研究群の管理運営に関する業務をつかさどり、当該研究群の業務に従事する職員を監督する。

（副研究群長）

第42条の2 研究群に、当該研究群の属する学術院の部局細則で定めるところにより、副研究群長若干人を置くことができる。

- 2 副研究群長は、研究群長が任命する。
- 3 副研究群長は、研究群長を助け、研究群の管理運営に関する業務を整理する。

(専攻長)

第43条 専攻に専攻長を置き、学長が任命する。

- 2 専攻長は、教授をもって充てる。
- 3 専攻長の選考及び任期については、教育研究組織の長等の選考及び任期に関する規則の定めるところによる。
- 4 専攻長は、専攻の管理運営に関する業務をつかさどり、当該専攻の業務に従事する職員を監督する。

(学位プログラムリーダー)

第43条の2 研究群の学位プログラム及び第46条の2第1項に規定するグローバル教育院の学位プログラムに、それぞれ学位プログラムリーダーを置き、学長が任命する。

- 2 学位プログラムリーダーは、教授をもって充てる。ただし、学長が認める場合には、准教授をもって充てることができる。
- 3 学位プログラムリーダーの選考及び任期については、教育研究組織の長等の選考及び任期に関する規則の定めるところによる。
- 4 学位プログラムリーダーは、学位プログラムの管理運営に関する業務をつかさどり、当該学位プログラムの業務に従事する職員を監督する。

(学群及び学類)

第44条 筑波大学に、学校教育法第85条ただし書の規定に基づき、及び教育上の目的に応じて、次のとおり学群を置く。

人文・文化学群
社会・国際学群
人間学群
生命環境学群
理工学群
情報学群
医学群
体育専門学群
芸術専門学群

- 2 学群において行う教育の分野、収容定員等については、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。）の定めるところによる。
- 3 人文・文化学群、社会・国際学群、人間学群、生命環境学群、理工学群、情報学群及び医学群に、法人規程に定める学類を置く。
- 4 人文・文化学群、社会・国際学群、人間学群、生命環境学群、理工学群、情報学群及び医学群に、その教育に関する重要事項等について審議するため、学群運営委員会を置き、当該学群に置かれる学類に学類教育会議を置く。
- 5 体育専門学群及び芸術専門学群に、その教育に関する重要事項等について審議するため、専門学群教育会議を置く。
- 6 前2項に規定する教育に関する重要事項等については、学長が別に定める。

7 学群運営委員会、専門学群教育会議及び学類教育会議の組織、審議事項等は、次条第1項に規定する学群長が部局細則で定める。

(学群に置く学位プログラム)

第44条の2 学群に、学長が必要と認める場合は、役員会の議を経て、学位プログラムを置くことができる。

2 前項に規定する学位プログラムの名称は法人規程で定め、その運営に関し必要な事項は、当該学位プログラムを置く学群の学群長が部局細則で定める。

(学群長)

第45条 学群に学群長を置き、学長が任命する。

2 学群長は、教授をもって充てる。

3 学群長の選考及び任期については、教育研究組織の長等の選考及び任期に関する規則の定めるところによる。

4 学群長は、学群の管理運営に関する業務をつかさどり、当該学群の業務に従事する職員を監督する。

5 学群長は、法人規則、法人規程又は法人細則の範囲内で、部局細則を定めることができる。

6 学群長は、前項の部局細則を定めたときは、速やかに学長に報告しなければならない。

(理工学群の副学群長)

第45条の2 理工学群に副学群長1人を置き、学長が任命する。

2 副学群長は、教授をもって充てる。

3 副学群長の選考及び任期については、教育研究組織の長等の選考及び任期に関する規則の定めるところによる。

4 副学群長は、理工学群長を助け、当該学群の担当を命ぜられた管理運営に関する業務をつかさどる。

(学類長)

第45条の3 学類に学類長を置き、学長が任命する。

2 学類長は、教授をもって充てる。

3 学類長の選考及び任期については、教育研究組織の長等の選考及び任期に関する規則の定めるところによる。

4 学類長は、学類の管理運営に関する業務をつかさどり、当該学類の業務に従事する職員を監督する。

(グローバル教育院)

第46条 第38条及び第44条に定めるもののほか、筑波大学に、分野を横断してグローバル人材育成の教育課程を実施する組織として、グローバル教育院を置く。

2 グローバル教育院に教育院長を置き、教育担当副学長をもって充てる。

3 グローバル教育院は、研究群の学位プログラムのうち教育担当副学長が指定するもの及びこれらの属する学術院又は研究群と相互に連携して運営することができる。

4 前3項に定めるもののほか、グローバル教育院の組織及び運営等については、法人規程で定める。

(グローバル教育院の学位プログラム)

第46条の2 グローバル教育院に、次のとおり分野を横断する学位プログラム（以下「グローバル教育院の学位プログラム」という。）を置く。

博士課程

ヒューマニクス学位プログラム

学士課程

地球規模課題学位プログラム（学士）

2 グローバル教育院の学位プログラムの組織及び運営等については、法人細則で定める。

(総合学域群等)

第46条の2の2 筑波大学に、文系又は理系の区分のみを定めて行う入学者の選抜（以下「総合選抜」という。）による入学者の、学類又は芸術専門学群への移行までにおける修学支援、学生生活の支援、学籍管理等を行う組織として、総合学域群を置く。

2 総合学域群に、総合選抜による入学者の円滑な修学及び学生生活を支援するために必要な管理を行う組織として、適当な数の類を置く。

3 総合学域群に、総合選抜による入学者の学類及び芸術専門学群への移行の過程における相談に応じ、必要な指導、助言等を行うなどにより、当該学生を支援する組織として、アカデミックサポートセンターを置く。

4 アカデミックサポートセンターは、必要に応じて、類と連携・協力を図るものとする。

5 総合学域群に、その教育に関する重要事項等について審議するため、総合学域群運営委員会を置く。

6 前項に規定する教育に関する重要事項等については、学長が別に定める。

7 前各号に定めるもののほか、総合学域群の組織及び運営等に関し必要な事項は、次条第1項に規定する総合学域群長が部局細則で定める。

(総合学域群長)

第46条の2の3 総合学域群に総合学域群長を置き、学長が任命する。

2 総合学域群長は、教授をもって充てる。

3 総合学域群長の選考及び任期については、教育研究組織の長等の選考及び任期に関する規則の定めるところによる。

4 総合学域群長は、総合学域群の管理運営に関する業務をつかさどり、当該総合学域群の業務に従事する職員を監督する。

5 総合学域群長は、法人規則、法人規程又は法人細則の範囲内で、部局細則を定めることができる。

6 総合学域群長は、前項の部局細則を定めたときは、速やかに学長に報告しなければならない。

(類長)

第46条の2の4 類に類長を置き、学長が任命する。

2 類長は、教授をもって充てる。

3 類長の選考及び任期については、教育研究組織の長等の選考及び任期に関する規則の定めるところによる。

4 類長は、類の管理運営に関する業務をつかさどり、当該類の業務に従事する職員を監督する。

(アカデミックサポートセンター長)

第46条の2の5 アカデミックサポートセンターにアカデミックサポートセンター長を置き、学長が任命する。

- 2 アカデミックサポートセンター長は、教授をもって充てる。
- 3 アカデミックサポートセンター長の選考及び任期については、教育研究組織の長等の選考及び任期に関する規則の定めるところによる。
- 4 アカデミックサポートセンター長は、アカデミックサポートセンターの管理運営に関する業務をつかさどり、当該アカデミックサポートセンターの業務に従事する職員を監督する。

(グローバル・コモンズ機構)

第46条の3 筑波大学に大学のグローバル化に伴う日本人学生及び外国人留学生の一体的支援、教員の国際的活動支援、事務職員のグローバル・リテラシーの向上等を総合的に行う組織として、グローバル・コモンズ機構（以下「機構」という。）を置く。

- 2 機構の組織及び運営に関し必要な事項は、次条第1項に規定する機構の長が部局細則で定める。

(グローバル・コモンズ機構の長)

第46条の4 機構にその長を置き、学長が任命する。

- 2 機構の長は、教授をもって充てる。
- 3 機構の長の選考及び任期については、教育研究組織の長等の選考及び任期に関する規則の定めるところによる。
- 4 機構の長は、機構の管理運営に関する業務をつかさどり、当該機構の業務に従事する職員を監督する。
- 5 機構の長は、法人規則、法人規程又は法人細則の範囲内で、部局細則を定めることができる。
- 6 機構の長は、前項の部局細則を定めたときは、速やかに学長に報告しなければならない。

(アーカイブズ)

第46条の5 筑波大学に、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）の定める業務及びそれに関連する教育研究を行うため、アーカイブズを置く。

- 2 アーカイブズの組織及び運営等については、法人規程で定める。

(アーカイブズの長)

第46条の6 アーカイブズに館長を置き、学長が任命する。

- 2 館長は、教授をもって充てる。
- 3 館長の選考及び任期については、教育研究組織の長等の選考及び任期に関する規則の定めるところによる。
- 4 館長は、アーカイブズの管理運営に関する業務をつかさどり、アーカイブズの業務に従事する職員を監督する。

(系)

第47条 筑波大学に、学校教育法第85条ただし書及び第100条ただし書の規定に基づき、研究上の目的に応じ、及び教育上の必要性を考慮して、系を置く。

- 2 前項の系は、その包含する学問分野にかかわる教育と研究の双方に基本的な責任を持ち、全学的な見地から、当該分野の発展及び他の分野との連携・協力を総合的かつ計画的に推進するものとする。
- 3 系の名称その他の必要な事項は、法人規程及び法人細則で定める。
- 4 第1項の系に、その運営に関する重要事項を審議するため、教員会議を置く。
- 5 前項の教員会議の組織及び審議事項は、系長が、部局細則で定める。

(系長)

第47条の2 系に系長を置き、学長が任命する。

- 2 系長の選考及び任期については、教育研究組織の長等の選考及び任期に関する規則の定めるところによる。
- 3 系長は、系の管理運営に関する業務をつかさどり、当該系の業務に従事する職員を監督する。
- 4 系長は、法人規則、法人規程又は法人細則の範囲内で、部局細則を定めることができる。
- 5 系長は、前項の部局細則を定めたときは、速やかに学長に報告しなければならない。

(国際統合睡眠医科学研究機構)

第48条 筑波大学に国際統合睡眠医科学研究機構（以下「研究機構」という。）を置く。

- 2 研究機構は、睡眠覚醒機構を解明し睡眠を制御する戦略を開発するとともに、睡眠障害及び関連する疾患の制御を通して人類の健康増進に貢献することを目的とする。
- 3 研究機構の組織及び運営に関し必要な事項は、次条第1項に規定する研究機構の長が部局細則で定める。

(研究機構の長)

第49条 研究機構にその長を置き、学長が任命する。

- 2 研究機構の長は、教授をもって充てる。
- 3 研究機構の長の任期は、世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）による事業が継続する期間を限度とする。
- 4 研究機構の長は、研究機構の管理運営に関する業務をつかさどり、当該機構の業務に従事する職員を監督する。
- 5 研究機構の長は、法人規則、法人規程又は法人細則の範囲内で、部局細則を定めることができる。
- 6 研究機構の長は、前項の部局細則を定めたときは、速やかに学長に報告しなければならない。

(教育研究施設)

第50条 筑波大学に、教育研究上の必要に応じて、教育研究施設を置く。

- 2 教育研究施設は、次のとおり区分する。

区 分	定 義
先端研究センター群	世界から優秀な人材を引き付ける国際的な研究拠点となることを目標に、当該分野における研究を遂行する組織
研究支援センター群	研究のインフラ・基盤整備を行い、日々の研究が遅滞なく十分に行われるよう研究支援を行う組織
教育等センター群	主に学生、職員に対する教育等及び特定の業務を行う組織

- 3 前項の教育研究施設のうち、全国の研究者等との共同研究を推進する施設及び全国の他の大

学との共同教育を推進する施設については、法人規程で定める。

- 4 教育研究施設の名称、分野等は、法人規程で定める。
- 5 教育研究施設の組織及び運営に関し必要な事項は、次条第1項に規定する教育研究施設の長（部局の教育研究等に関連して管理運営を行う教育研究施設にあつては、部局長をいう。次条第5項及び第6項において同じ。）が部局細則で定める。

（教育研究施設の長）

- 第51条 教育研究施設にその長を置き、学長が任命する。
- 2 教育研究施設の長は、教授又は准教授をもって充てる。
 - 3 教育研究施設の長の選考及び任期については、教育研究組織の長等の選考及び任期に関する規則の定めるところによる。
 - 4 教育研究施設の長は、当該施設の管理運営に関する業務をつかさどり、当該施設の業務に従事する職員を監督する。
 - 5 教育研究施設の長は、法人規則、法人規程又は法人細則の範囲内で、部局細則を定めることができる。
 - 6 教育研究施設の長は、前項の部局細則を定めたときは、速やかに学長に報告しなければならない。

（教育研究施設の運営協議会）

- 第52条 教育研究施設に、当該施設の共同研究計画に関する事項その他の施設の運営に関する事項で当該施設の長が必要と認めるものについて協議するため、運営協議会を置くことができる。
- 2 前項の運営協議会には、法人の職員以外の者であつて当該施設の目的たる研究と同一の研究に従事するものを加えるものとする。
 - 3 前2項に定めるもののほか、運営協議会に関し必要な事項は、部局細則で定める。

（教育研究施設の運営委員会）

- 第53条 教育研究施設に、当該施設の管理運営に関する事項を審議するため、運営委員会を置く。
- 2 運営委員会に関し必要な事項は、部局細則で定める。

（学外の有識者をもって充てる教育研究施設の長）

- 第54条 第51条第1項及び第2項の規定にかかわらず、学長が必要と認める場合には、教育研究評議会の議を経て、教育研究施設の長は、学外の有識者をもって充てることのできるものとし、学長が委嘱する。
- 2 第51条第3項の規定にかかわらず、学外の有識者をもって充てる教育研究施設の長の選考及び委嘱期間については、学外の有識者をもって充てる教育研究施設の長の選考及び委嘱期間に関する規則（平成22年法人規則第47号）の定めるところによる。

（教育研究組織の特別補佐）

- 第54条の2 学術院、研究群、学群、総合学域群、系及び教育研究施設のうち第77条第4項の法人規程で定めるセンターに、特別補佐若干人を置くことができる。
- 2 特別補佐は、教授又は准教授をもって充てる。

- 3 特別補佐は、それぞれ第1項に規定する教育研究組織の長を助け、及び当該組織の長の命を受け、特定の業務を総括整理する。
- 4 前3項に定めるもののほか、特別補佐に関し必要な事項は、法人細則で定める。

(技術室等)

- 第55条 法人規程で定めるところにより、系及び教育研究施設に、その業務を遂行するため、技術室を置く。
- 2 技術室に技術室長を置き、学長が任命する。
 - 3 技術室長は、系長、教授、准教授又はエリア支援室長をもって充てる。
 - 4 技術室長は、系長等の命を受け、所掌業務を遂行し、所属職員を監督する。

第56条及び第57条 削除

(附属図書館)

- 第58条 筑波大学に附属図書館を置く。
- 2 附属図書館の種類は、中央図書館及び専門図書館とする。

(附属図書館長)

- 第59条 附属図書館に附属図書館長を置き、副学長をもって充てる。
- 2 附属図書館長は、附属図書館の管理運営に関する業務をつかさどり、附属図書館の業務に従事する職員を監督する。
 - 3 附属図書館長は、法人規則、法人規程又は法人細則の範囲内で、部局細則を定めることができる。
 - 4 附属図書館長は、前項の部局細則を定めたときは、速やかに学長に報告しなければならない。

(附属図書館副館長)

- 第60条 附属図書館に附属図書館副館長を置く。
- 2 附属図書館副館長は、学長が任命する。
 - 3 附属図書館副館長は、附属図書館長を助け、附属図書館の管理運営に関する業務を整理する。

(附属図書館の組織及び運営に関する法人規則)

- 第61条 前3条に定めるもののほか、附属図書館の組織及び運営に関し必要な事項は、筑波大学附属図書館規則（平成16年法人規則第22号）の定めるところによる。

(附属病院)

- 第62条 筑波大学に附属病院を置く。
- 2 附属病院に、診療上の必要に応じ、診療部門を置く。
 - 3 附属病院に、附属病院の管理業務の必要に応じ、管理業務部門を置く。

(附属病院長)

- 第63条 附属病院に附属病院長を置き、副学長をもって充てる。
- 2 附属病院長は、附属病院の運営をつかさどる。
 - 3 附属病院長は、この法人規則その他の法人の規則の定めるところにより、学長の命を受け、

附属病院の業務に従事する職員の任免その他の人事を掌理するとともに、当該職員を指揮監督する。

- 4 附属病院長は、附属病院の管理運営の必要に応じ、法人規則の範囲内で、附属病院規程及び附属病院細則を定めることができる。この場合において、附属病院長は、附属病院規程を定めるときは役員会の議を経るものとし、附属病院細則を定めたときは速やかに学長に報告しなければならない。

(副病院長)

- 第64条 附属病院に副病院長5人以内を置き、附属病院長の意見を聴いて、学長が任命する。
- 2 副病院長は、それぞれ分担して、附属病院長の職務を助ける。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、附属病院長の命を受け、必要な期間特定の業務を統括する副病院長若干人を置くことができるものとし、附属病院長の意見を聴いて、学長が任命する。

(附属病院の組織及び運営に関する法人規則)

- 第65条 前3条に定めるもののほか、附属病院の組織及び運営については、筑波大学附属病院規則(平成16年法人規則第30号)の定めるところによる。

(附属学校教育局)

- 第66条 法人に、附属学校を管理するため、附属学校教育局を置く。
- 2 附属学校教育局に、その業務を遂行するため、指導部門及び事務部門を置き、指導部門に指導教員若干人を置く。
 - 3 法人規程で定める課は、第1項に規定する業務を併せて遂行するものとする。
 - 4 附属学校教育局は、次に掲げるものを管理し、執行する。
 - (1) 附属学校の組織編成及び管理に関すること。
 - (2) 附属学校の教育の用に供する財産の管理に関すること。
 - (3) 附属学校の職員の任免その他の人事に関すること。
 - (4) 学齢児童及び学齢生徒の就学並びに幼児、児童及び生徒の入学、転学及び退学に関すること。
 - (5) 附属学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
 - (6) 教科書その他教材の取扱いに関すること。
 - (7) 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
 - (8) 附属学校長、附属学校教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
 - (9) 附属学校長、附属学校教員その他の教育関係職員並びに幼児、児童及び生徒の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
 - (10) 附属学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
 - (11) 学校給食に関すること。

(附属学校教育局教育長)

- 第67条 附属学校教育局に附属学校教育局教育長を置き、副学長をもって充てる。
- 2 附属学校教育局教育長は、附属学校教育局の運営をつかさどる。
 - 3 附属学校教育局教育長は、この法人規則その他の法人の規則の定めるところにより、学長の命を受け、附属学校教育局及び附属学校の業務に従事する職員の任免その他の人事を掌理するとともに、当該職員を指揮監督する。

4 附属学校教育局教育長は、附属学校教育局の管理運営の必要に応じ、法人規則の範囲内で、附属学校教育局規程及び附属学校教育局細則を定めることができる。この場合において、附属学校教育局教育長は、附属学校教育局規程を定めるときは役員会の議を経るものとし、附属学校教育局細則を定めたときは速やかに学長に報告しなければならない。

(附属学校教育局の次長)

第68条 附属学校教育局に、次長2人を置く。

2 前項の次長2人のうち1人は教授をもって充て、指導部門の管理運営に関する業務をつかさどり、他の1人は第36条の3第1項に規定する部長をもって充て、事務部門の管理運営に関する業務をつかさどる。

3 第1項の次長は、学長が任命する。

(附属学校教育局の組織及び運営に関する法人規則)

第69条 前3条に定めるもののほか、附属学校教育局の組織及び運営については、国立大学法人筑波大学附属学校教育局規則(平成16年法人規則第13号)の定めるところによる。

(附属学校)

第70条 筑波大学に、次のとおり附属学校を置く。

附属小学校

附属中学校

附属駒場中学校

附属高等学校

附属駒場高等学校

附属坂戸高等学校

附属視覚特別支援学校

附属聴覚特別支援学校

附属大塚特別支援学校

附属桐が丘特別支援学校

附属久里浜特別支援学校

2 附属高等学校、附属駒場高等学校、附属坂戸高等学校並びに附属視覚特別支援学校及び附属聴覚特別支援学校の高等部(専攻科を含む。)に、学科を置く。

3 附属学校の修業年限、教育課程、定員等については、筑波大学附属学校校則(平成16年法人規則第14号)及び筑波大学附属学校専攻科規程(平成17年附属学校教育局規程第1号)の定めるところによる。

(校長)

第71条 附属学校に、校長を置き、学長が任命する。

2 校長は、教授をもって充てる。

3 前項に定めるもののほか、附属学校教員である校長を置くことができる。

4 校長の選考及び任期については、教育研究組織の長等の選考及び任期に関する規則の定めるところによる。

5 校長は、附属学校の校務をつかさどり、当該附属学校の業務に従事する職員を監督する。

(副校長)

第72条 附属学校に、学校教育法第37条第2項に規定する副校長を置く。

2 副校長は、附属学校教育局教育長の意見を聴いて、学長が任命する。

(理療科教員養成施設)

第73条 筑波大学に、特別支援学校(視覚障害領域)の理療の教科を担当する教員等を養成するとともに、理療に関する研究を推進するための施設として、理療科教員養成施設を置く。

2 理療科教員養成施設は、附属学校教育局に関連した管理運営を行うものとする。

(理療科教員養成施設の長)

第74条 理療科教員養成施設にその長を置き、学長が任命する。

2 理療科教員養成施設の長は、教授又は准教授をもって充てる。

3 理療科教員養成施設の長の選考及び任期については、教育研究組織の長等の選考及び任期に関する規則の定めるところによる。

4 理療科教員養成施設の長は、理療科教員養成施設の管理運営に関する業務をつかさどり、当該施設の業務に従事する職員を監督する。

5 理療科教員養成施設の長は、附属学校教育局教育長に対し、当該施設に係る附属学校教育局細則を定めることを求めることができる。

第6章 事業費により措置する教育研究組織等

(事業費により措置する教育研究組織等)

第75条 筑波大学に、事業費を措置することにより一定の期間存続する共同利用・共同研究若しくは学内共同利用の教育研究組織若しくは専ら研究を行う教育研究組織(以下この条において「教育研究組織」という。)、社会的要請の高い学問分野で産学官が協働で開発研究を行う組織(以下この条において「開発研究組織」という。)、イノベーションの創出を図るため産学官等の連携を企画及び推進する組織(以下「イノベーション創出型連携推進組織」という。)又は競技スポーツを統括する組織(以下この条において「競技スポーツ統括組織」という。)を置くことができる。

2 前項の教育研究組織、開発研究組織、イノベーション創出型連携推進組織又は競技スポーツ統括組織の設置に当たっては、当該組織における業務に従事する職員等の監督を行わせるため、その長を置くものとする。

3 第1項の教育研究組織、開発研究組織、イノベーション創出型連携推進組織又は競技スポーツ統括組織の設置及びその手続並びに組織、名称及び運営に関し必要な事項は、法人規程で定める。

第7章 部局長

(部局長)

第76条 第40条に規定する学術院長、第45条に規定する学群長、第46条の2の3に規定する総合学域群長、第47条の2に規定する系長、第59条に規定する附属図書館長、第63条に規定する附属病院長及び第67条に規定する附属学校教育局教育長は、部局長とする。

第8章 職員等

(職員)

第77条 本部に、法人の運営その他の法人業務を遂行するため、職員を置く。

- 2 教育研究組織等に、教育研究その他法人の業務を遂行するため、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）及び大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）等を踏まえ、職員を置く。
- 3 前2項の職員の定員は、学長が全学的視野から、毎年度の予算で定めるものとする。
- 4 大学教員は、第47条に規定する系のいずれか一つ又は第50条に規定する教育研究施設のうち別に法人規程で定めるセンター（次項において「系等」という。）に所属するものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認める場合には、系等に所属しない大学教員を置くことができる。
- 6 第1項及び第2項に規定する職員は、大学教員との適切な役割分担の下で、連携体制を確保し、大学教員との協働により、その職務を行うものとする。

第78条 法人の職員の任用その他職員について適用すべき事項は、法人の規則の定めるところによる。

(給与その他の給付)

第79条 法人は、いかなる給与その他の給付も、この法人規則その他の法人の規則及び予算に基づかない限りは、これを職員に支給することができない。

第9章 財務

(財務の基本原則)

第80条 法人が支出を行い、又は債務を負担するには、この法人規則その他の法人の規則の定めるところに従い、これを行わなければならない。

(予算)

第81条 学長は、毎事業年度の予算を作成しなければならない。

- 2 一事業年度における一切の収入及び支出は、これをすべて編入しなければならない。
- 3 予算については、国立大学法人筑波大学財務規則（平成16年法人規則第9号）の定めるところによる。

(事業年度)

第82条 法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(決算報告)

第83条 学長は、事業年度の終了後、速やかに決算の報告をしなければならない。

- 2 決算については、国立大学法人筑波大学財務規則の定めるところによる。

(財産の管理等)

第84条 国から出資された財産及び新たに取得した財産の利用及び保管（以下「管理」という。）

並びに処分については、この法人規則その他の法人の規則の定めによらなければならない。

2 前項に定めるもののほか、財産の管理及び処分については、国立大学法人筑波大学財産管理規則（平成30年法人規則第29号）の定めるところによる。

（学生納付金等）

第85条 筑波大学の学生並びに附属学校の幼児、児童及び生徒に係る学生納付金の徴収は、この法人規則その他の法人の規則の定めによらなければならない。

2 前項の学生納付金の額は、大学院学則、学群学則、国立大学法人筑波大学附属学校校則又は国立大学法人筑波大学附属学校専攻科規程の定めるところによる。

3 公開講座その他の法人の業務に伴う対価の徴収については、この法人規則その他の法人の規則の定めによらなければならない。

（寄附金、受託研究費等）

第86条 寄附金、施設設備その他の財物の寄贈又は役務の無料提供等の受入れについては、この法人規則その他の法人の規則の定めによらなければならない。

2 受託研究費、共同研究費等の受入れについては、この法人規則その他の法人の規則の定めによらなければならない。

（出資）

第87条 出資を行う場合は、この法人規則その他の法人の規則の定めによらなければならない。

第10章 業務運営上の目標及び評価

（業務運営上の目標及び評価）

第88条 法人は、法人の業務運営に関し、次に掲げる事項について、常に努力し、必要な措置を計画的に講じるものとする。

- (1) 教育研究の質の向上
- (2) 業務運営の改善及び効率化
- (3) 財務内容の改善
- (4) 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供

第11章 情報公開及び個人情報の保護管理

（情報公開）

第89条 法人は、教育、研究等の諸活動に関し、法人の保有する情報を積極的に公開するよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、情報の公開に関し必要な事項は、法人規程で定める。

（個人情報の保護管理）

第89条の2 法人は、法人の保有する個人情報を保護管理するため、適切な措置をとるよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、法人の保有する個人情報の保護管理に必要な事項は、別に法人規

則で定める。

第12章 雑則

(雑則)

第90条 この法人規則に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、法人規則、法人規程及び法人細則で、部局の運営に関する事項は部局細則で、それぞれ定める。

(部局細則等の効力)

第91条 この法人規則その他の法人の規則の規定に反する部局細則、申合せ等は、その効力を有しない。

附 則

(施行期日)

第1条 この法人規則は、平成16年4月1日から施行する。

(筑波大学医療技術短期大学部)

第2条 法人は、法人法附則第16条第1項の規定に基づき、及び同条第2項の規定により廃止されるまでの間、筑波大学医療技術短期大学部を設置するものとする。

2 筑波大学医療技術短期大学部に、学科を置く。

3 筑波大学医療技術短期大学部に部長を置き、教授をもって充てる。

4 筑波大学医療技術短期大学部の学生の修学上必要な事項は、国立大学法人筑波大学医療技術短期大学部学則（平成16年法人規則第31号）の定めるところによる。

(哲学・思想研究科等)

第3条 第38条の規定にかかわらず、大学院に次の博士課程の研究科を置く。

哲学・思想研究科、歴史・人類学研究科、文芸・言語研究科、教育学研究科、心理学研究科、心身障害学研究科、社会科学研究科、国際政治経済学研究科、体育科学研究科及び芸術学研究科

2 前項の研究科は、当該研究科に学生が在学する間、存続するものとする。

3 第1項の研究科に研究科長を置くことができる。

4 第1項の研究科の学生の修学上必要な事項は、大学院学則の定めるところによる。

(旧規則等の準用)

第4条 法人の成立の日から平成18年3月31日までの間は、法人規則、法人規程、法人細則等に定めのない事項については、旧国立学校設置法（国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第117号）第2条の規定による廃止前の国立学校設置法（昭和24年法律第150号）をいう。）の定めにより設置されていた筑波大学が定めた規則等の規定を準用して、法人の業務を行うことができるものとする。

附 則（平16.4.15法人規則23号）

この法人規則は、平成16年4月15日から施行し、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平16.4.22法人規則26号）

この法人規則は、平成16年4月22日から施行する。

附 則（平16.6.3 法人規則36号）

この法人規則は、平成16年6月3日から施行する。

附 則（平17.1.27 法人規則1号）

この法人規則は、平成17年1月27日から施行する。

附 則（平17.3.24 法人規則4号）

（施行期日）

第1条 この法人規則は、平成17年4月1日から施行する。

（経営・政策科学研究科等の存続に関する経過措置）

第2条 経営・政策科学研究科、理工学研究科及びバイオシステム研究科は、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則第39条第1項の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平18.2.23 法人規則3号）

この法人規則は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平18.3.23 法人規則22号）

（施行期日）

第1条 この法人規則は、平成18年4月1日から施行する。

（医科学研究科の存続に関する経過措置）

第2条 医科学研究科は、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則第39条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平18.5.26 法人規則37号）

この法人規則は、平成18年5月26日から施行する。

附 則（平18.9.11 法人規則43号）

この法人規則は、平成18年9月11日から施行する。

附 則（平18.11.20 法人規則52号）

この法人規則は、平成18年11月20日から施行する。

附 則（平19.3.22 法人規則28号）

（施行期日）

第1条 この法人規則は、平成19年4月1日から施行する。

（環境科学研究科及び芸術研究科の存続に関する経過措置）

第2条 環境科学研究科及び芸術研究科は、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則第39条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

(第一学群等の存続に関する経過措置)

第3条 第一学群、第二学群、第三学群、医学専門学群及び図書館情報専門学群は、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則第44条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該学群に在学する者が当該学群に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則 (平19.6.28法人規則39号)

この法人規則は、平成19年6月28日から施行する。

附 則 (平19.11.13法人規則50号)

この法人規則は、平成19年11月13日から施行する。

附 則 (平20.3.27法人規則20号)

(施行期日)

第1条 この法人規則は、平成20年4月1日から施行する。

(地域研究研究科及び体育研究科の存続に関する経過措置)

第2条 地域研究研究科及び体育研究科は、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則(以下「新規則」という。)第39条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

(職員の人事に関する経過措置)

第3条 この法人規則の施行の前に附属病院長及び附属学校教育局長が行った職員の任免その他の人事については、新規則の規定により学長が行ったものとみなす。

附 則 (平20.6.12法人規則29号)

この法人規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 (平20.7.31法人規則34号)

この法人規則は、平成20年7月31日から施行する。

附 則 (平20.9.11法人規則35号)

この法人規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平21.4.23法人規則34号)

この法人規則は、平成21年4月23日から施行し、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則 (平22.2.26法人規則2号)

この法人規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平22.3.25法人規則22号)

この法人規則は、平成22年3月25日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の規定は、同年3月10日から適用する。

附 則（平 2 2 . 3 . 3 1 法人規則 3 0 号）

この法人規則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 2 . 5 . 2 7 法人規則 3 9 号）

この法人規則は、平成 2 2 年 5 月 2 7 日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平 2 2 . 9 . 2 2 法人規則 4 5 号）

この法人規則は、平成 2 2 年 9 月 2 2 日から施行する。

附 則（平 2 3 . 1 . 2 7 法人規則 1 号）

この法人規則は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 3 . 3 . 2 4 法人規則 3 4 号）

- 1 この法人規則は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 項の規定は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 7 条の 2 第 3 項から第 5 項の規定にかかわらず、系長は、当分の間、専ら学長が別に定める範囲でその職務に従事するものとする。
- 3 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を次のように改正する。
第 4 8 条及び第 4 8 条の 2 を削る。

附 則（平 2 3 . 9 . 2 9 法人規則 4 9 号）

この法人規則は、平成 2 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 4 . 2 . 3 法人規則 1 号）

この法人規則は、平成 2 4 年 2 月 3 日から施行し、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の規定は、平成 2 3 年 1 2 月 1 日から適用する。

附 則（平 2 4 . 3 . 2 9 法人規則 4 号）

この法人規則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 4 . 1 1 . 2 2 法人規則 5 9 号）

この法人規則は、平成 2 4 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 5 . 2 . 2 8 法人規則 4 号）

この法人規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 5 . 3 . 2 8 法人規則 3 3 号）

この法人規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 5 . 1 0 . 3 1 法人規則 4 1 号）

この法人規則は、平成 2 5 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則（平25. 11. 28 法人規則55号）

この法人規則は、平成25年11月28日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の規定は、同年11月1日から適用する。

附 則（平26. 2. 27 法人規則2号）

この法人規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平26. 3. 27 法人規則20号）

この法人規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平26. 4. 24 法人規則27号）

この法人規則は、平成26年4月24日から施行する。

附 則（平27. 3. 26 法人規則18号）

この法人規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平27. 6. 25 法人規則32号）

この法人規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平28. 3. 24 法人規則27号）

この法人規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平29. 3. 23 法人規則6号）

この法人規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平29. 7. 10 法人規則27号）

この法人規則は、平成29年8月1日から施行する。

附 則（平30. 3. 22 法人規則21号）

この法人規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平30. 11. 29 法人規則50号）

この法人規則は、平成30年11月29日から施行し、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の規定は、同年11月1日から適用する。

附 則（平31. 2. 28 法人規則9号）

この法人規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令元. 10. 31 法人規則13号）

この法人規則は、令和元年10月31日から施行し、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の規定は、同年10月1日から適用する。

附 則（令元． 1 2． 2 6 法人規則 1 5 号）

（施行期日）

第 1 条 この法人規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（法人細則の廃止）

第 2 条 次に掲げる法人細則は、廃止する。

- (1) ヒューマンバイオロジー学位プログラムの人材養成目的等に関する法人細則(平成 2 4 年法人細則第 1 7 号)
- (2) エンパワーメント情報学プログラムの人材養成目的等に関する法人細則(平成 2 6 年法人細則第 1 5 号)
- (3) ライフイノベーション学位プログラムの人材養成目的等に関する法人細則(平成 2 7 年法人細則第 1 4 号)

（研究科の存続に関する経過措置）

第 3 条 人文社会科学研究科、ビジネス科学研究科、数理物質科学研究科、システム情報工学研究科、生命環境科学研究科、人間総合科学研究科、図書館情報メディア研究科及び教育研究科の組織、運営等については、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、令和 2 年 3 月 3 1 日に当該研究科に在学する者（令和 2 年 4 月 1 日以降に当該研究科に編入学、転入学及び再入学する者を含む。）が当該研究科に在学しなくなる日までの間、なお従前の例による。

（グローバル教育院の学位プログラムの存続に関する経過措置）

第 4 条 グローバル教育院の学位プログラムのうち、ヒューマンバイオロジー学位プログラム、エンパワーメント情報学プログラム及びライフイノベーション学位プログラムの組織、運営等については、新規則の規定にかかわらず、令和 2 年 3 月 3 1 日に当該学位プログラムに在学する者(令和 2 年 4 月 1 日以降に当該学位プログラムに編入学、転入学及び再入学する者を含む。)が当該学位プログラムに在学しなくなる日までの間、なお従前の例による。

（最初の総合学域群長の選考に関する経過措置）

第 5 条 この法人規則の施行後最初の総合学域群長については、第 4 6 条の 2 の 3 第 2 項の規定にかかわらず、特命教授をもって充てる。

附 則（令 2． 3． 2 6 法人規則 1 1 号）

この法人規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 2． 3． 2 6 法人規則 1 2 号）

この法人規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 2． 7． 3 0 法人規則 4 0 号）

この法人規則は、令和 2 年 7 月 3 0 日から施行し、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の規定は、令和元年 9 月 1 日から適用する。